

取引別のお手続き

《貯金》

○「相続手続依頼書」によりお手続きを行っていただくお取引

- (1) 貯金取引（当座貯金を除く、普通貯金、定期貯金等）の解約または名義変更
- (2) 普通貯金通帳等の紛失
- (3) 貸金庫の解約

解約手続きが必要となります。なお、解約に伴う貸金庫の開封は、相続人全員の立ち合いが必要になります。

○公共債、投資信託の解約（売却、買取）または名義変更

※名義変更される場合は、実際に相続財産を受取られる相続人の方（ご自分の名義に変更される相続人の方）によるお手続きが必要となります。

※投資信託については直接解約できず、名義変更後の解約となります。

○当座貯金

使用していない小切手・手形等をご持参のうえ、当JA所定の手続きを行ってください。

《融資》

○お亡くなりになられた方（以下、被相続人といいます）がお借入者または保証人となっておられた場合は、貯金とは別に相続手続きが必要になりますが、お取引の内容によって、手続き方法や必要な書類が異なります。また、融資取引を相続される（債務者変更）場合、当JAの審査が必要となり、お時間を要する場合がございます。

○被相続人が連帯保証人や担保提供者となっておられた場合は、対象となる融資のお借入者ご本人様による変更手続きが必要になります。

○融資の相続手続きにご提出いただく印鑑証明書は、発行後3ヶ月以内となり、原本はご返却できませんので予めご了承ください。

○詳しくはお取引店舗の融資担当者までご相談ください。

《共済》

○共済のお取引がある場合は、貯金とは別に相続手続きが必要になりますが、お取引内容によって、手続き方法や必要な書類が異なります。

○生命・傷害共済では被共済者様の死亡等による共済金請求手続きが必要になる場合がありますが、死亡共済金受取人の指定がない場合や、被相続人がお亡くなりになる前に通院、入院、所定の手術を受けた場合など、お取引内容によって手続き方法が異なります。

○詳しくはお取引店舗の共済担当者までご相談ください。

《出資》

○出資のお取引がある場合は、被相続人の死亡により「法定脱退」となり、貯金とは別に相続手続きが必要になります。

○相続人の方が組合員資格を引継ぐ場合は、全相続人により承認された組合員資格がある1名に限り、被相続人の組合員資格を引継ぐことができ、「相続による加入（増口）申込書」等に相続加入者様自身の署名押印が必要となります。

○相続人の方が組合員資格を引継がない場合は、出資金は被相続人の死亡日の属する年度の翌年度6月に開催される総代会終了後、口座振込による払戻しとなります（過年度死亡および持分の払戻を受ける相続人が横浜市外に居住する場合を除く）。

〈出資の法定脱退とは〉

組合員たる資格の喪失、死亡または解散、除名が発生した場合は、組合員を脱退していただくこととなります。

《購買・販売》

○JA横浜組合員カードは、被相続人の死亡により脱会の相続手続きが必要になります。JA横浜組合員カードの名義変更手続きはできかねますので予めご了承ください。なお、相続人の方がJA横浜組合員カードを利用する場合には、相続人名義での新規加入手続きをお願いします。

○被相続人の貯金口座から商品購入代金等の振替中の諸代金については、別途お支払ください。

○被相続人の方が直売所出荷者の場合は、出荷者解除登録が必要になります。詳しくは、出荷先である直売所にお問い合わせください。

○被相続人の方が一括出荷者の場合は、出荷者変更・削除登録が必要になります。詳しくは、当JA販売部（TEL045-805-6613）までお問い合わせください。

《その他》

小規模企業共済・iDeCoは、別途のお手続きが必要になりますので、お取引店舗へお問い合わせください。